

# 【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

2025 年（令和 7 年）12 月 12 日

## 今後の議論のための検討資料に関する私達 3 名の意見

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

私達は、法制審議会－刑事法（再審関係）部会の委員・幹事として、当部会の調査審議に参加してまいりました。12 回に及ぶ会議の中で、現行法上の再審請求手続に証拠開示や審理手続に関する規定がないことにより、また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、無辜の救済が著しく遅れ、そのためにえん罪被害者のかけがえのない人生と尊厳を奪ってきたという立法事実を、あまたの具体例とともにお示してきました。

今般三巡目の議論に当たり、事務局から「今後の議論のための検討資料」が示されました。これに関し、私たちは、緊急に意見表明せざるを得ません。その理由は、この検討資料は、これまでの議論を適切に反映したものとはなっていないばかり

か、えん罪被害者の救済に逆行し、再審法の改悪になりかねないことを強く懸念するからです。

私達は、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」といいます。）が作成し、衆議院に提出されている刑事訴訟法の一部を改正する法律案（衆法第61号、以下「議連法案」といいます。）の「再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に関与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととする必要がある」という提出理由に深く共鳴します。

議連法案においては、まず、再審請求人が証拠開示請求を行った場合には、裁判所は原則として検察官に対し、証拠開示を命じなければならないとする「義務付け」規定を置いています（議連法案 444 条の 4）。この場合、再審請求人には「再審請求理由との関連性」の疎明が求められますが、これについて、議連が令和 7 年 11 月 14 日付で平口洋法務大臣に提出した「再審法改正にかかる要望」によれば、同規定により開示される証拠開示の範囲は、「再審請求理由におよそ関連しない証拠については請求による開示命令の対象から除外する趣旨にすぎず、再審請求理由に直接・間接に関連すると認められる証拠であれば、広くその対象とし得る」とされています。また、再審請求人の請求がなくても、裁判所は必要と認めるときには職権で検察官に証拠開

示を命じることができるとされており（同 444 条の 5）、この場合、開示の対象となる証拠の範囲に限定はありません。このような規定は、当部会において、裁判所の権限による証拠開示命令のみを想定し、義務付け規定とすることに消極的な立場の意見や、その範囲を再審請求理由に関連する証拠（435 条 6 号による再審請求の場合には、請求人が提出した新証拠とそれに基づく主張に関連する証拠）に限定すべきとする意見が多数を占めていることと大きく異なります。

また、議連法案では、再審開始決定に対する検察官抗告を全面的に排除する規定を置いています（同 450 条の 2）。これは再審制度を専門に研究する刑事法学者に対するアンケート調査において回答者全員が賛同を表明していることから、立法事実に即した合理的な規定ということが出来ます。

このような議連法案を私達は全面的に支持します。

議連には党派を超えた国会議員の過半数の国会議員が加盟しており、議連は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会、そして冤罪被害当事者やその家族からヒアリングを行い、また、すでに 2 度の再審法改正を実現させた台湾において改正当時の立法委員（国会議員）であった尤美女弁護士を招聘した勉強会も開催し、あるべき法改正についての研鑽を深めてきました。その上で、衆議院法制局の審査を経て、議連法案を作成し、衆議院に提出したものであると認識しております。再審請求審における証拠開示、再審開始決定に対する不服申立て、除斥忌避及び期日指定という重要な論

点については、国民の代表者である議連の意見が尊重されるべきであり、これに沿った答申がなされるべきであると考えます。

私達はまた、本部会の議事進行等についても一言申し上げたいと存じます。

本部会の進行は、私たちから見れば、結論を急ぐあまり拙速との批判を免れないものと考えます。本来、本部会においては、再審事件の実情を把握し、現状における問題点、世論が再審に関して法改正が必要だと強く主張している理由を具体的に把握する必要があります。しかし、本部会の現状は、そのような再審事件の実情に対する理解を得ることのないまま、議論が急ピッチで進んでいるといわざるを得ません。今回の「今後の議論のための検討資料」にしても、第 12 回会議が終了した 3 日後、同会議の議事録案さえ提供されず、その議論をつぶさに振り返り、次の段階の議論に備える時間すら与えられないうちに提示されたものであり、2 巡目の議論を真摯に振り返った結果なのかさえも疑問があります。

本部会に託された諮問では、「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から」「刑事再審手続に関する規律の在り方」を検討するよう求められています。これは、現在の再審制度が適切に機能しておらず、えん罪救済を実効的に図られていないという社会の認識を反映したものであります。今般示された「今後の議論のための検討資料」は、その付託に答える内容になっているのでしょうか。

## 【鴨志田委員、村山委員及び田岡幹事提出資料】

多くの研究者、法曹関係者、そして、袴田事件や福井中学生殺害事件の経過を報道で知るに至った一般国民が、本部会の答申がどのようなものになるか、固唾を飲んで見守っています。その多くが、本部会が、本部会の委員・幹事の1人1人が、今一度立ち止まって、再審制度の見直しが必要と考えられるに至った原因は何だったのか、その原点に立ち返り、そこから議論することを強く望んでいます。それこそが、本部会の使命ではないでしょうか。

以上、3巡目の議論開始にあたり、私達からの意見を申し述べる次第です。